

議案第 67 号

工事代金の未払に係る和解について

次のとおり平成 19 年度春谷川砂防堰堤工事（2 工区）（以下「砂防堰堤工事」という。）の工事代金の未払に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 22 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県は、砂防堰堤工事の工事代金の未払金として、92,801 円を和解の相手方に支払うものとすること。

3 事件の概要

県は、砂防堰堤工事について、和解の相手方と平成 20 年 5 月 29 日に建設工事請負契約を、平成 21 年 3 月 13 日にその変更契約を締結した。

和解の相手方は、工事完成通知を県に提出した後、県が支払いを指示した工事用道路に敷設していた敷鉄板の賃借料が工事代金に含まれていないことに気付き、平成 21 年 3 月 24 日にその旨を県に指摘した。しかし、県は、同日に工事完成検査を実施し、県

及び和解の相手方は、履行すべき契約どおりの内容であるとして、工事目的物の引渡し
及び工事代金の精算を済ませた。

この不適切な処理により、未払となっている工事代金を県が支払うことで和解しよう
とするものである。